



2022年2月14日

各 位

会社名 株式会社 E d u L a b
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 廣 實 学
(コード 4427 東証マザーズ)
問合せ先 取 締 役 C F O 関 伸 彦
(TEL. 03-6625-7710)

2022年9月期第1四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2022年9月期第1四半期報告書（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）

2. 延長前の提出期限

2022年2月14日（月）

3. 延長が承認された場合の提出期限

2022年3月31日（木）

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、2021年12月24日付「特別調査委員会の追加調査継続に関するお知らせ」、同年12月28日付「2021年9月期有価証券報告書の提出期限の延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ」及び2022年1月4日付「2021年9月期有価証券報告書の提出期限の延長申請に係る承認に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、過年度の会計処理について自主点検を実施する中で、訂正処理の内容及びその原因究明について、専門的かつ客観的な立場からの分析が必要であると判断した取引について、特別調査委員会に追加で調査を委嘱いたしました。これを踏まえ、2021年12月28日には2021年9月期の有価証券報告書提出期限の延長に係る延長承認を申請し、2022年1月4日付けにて、同年2月28日までの提出期限の延長を認めていただき、現在も特別調査委員会による調査及び自主点検を継続しております。

このように、2021年9月期の決算が2022年2月後半まで確定しない見込みであることから、2022年度9月期第1四半期報告書についても、金融商品取引法第24条の4の7第1項の提出期限までに提出できない見込みとなりました。

また、当社は2022年9月期第1四半期の決算を進めておりますが、同四半期決算については、2021年9月期年次の決算を踏まえて四半期決算を取りまとめ、連結精算表等の素案を2022年2月末に提出し、2022年9月期より適用を開始する新収益基準の適用状況や減損・税効果等の見積り項目の検討を行いながら、四半期報告書ドラフトを3月中旬までに、あずさ監査法人に提出する予定です。あずさ監査法人からは、今回のレビュー手続について、通常の手続の他に追加手続を実施する予定であること、主に連結数値面の検討を3月下旬まで継続して行う一方、3月中旬から並行して四半期報告書等の開示の検討を

行う予定であることを伝えられております。そのため、あずさ監査法人内の審査を経てレビューの結論を確定させ、レビュー報告書を提出するまでに3月末までかかると伝えられております。

以上により、当社は、本日、2022年9月期第1四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することといたしました。

5. 今後の予定

今回の提出期限延長の申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。

なお、特別調査委員会の調査結果の内容につきましては、調査報告書の受領後、速やかにお知らせいたします。また、当社による自主点検の結果も併せてお知らせいたします。

以 上